［略］	［略］	［略］
改正前施行規程第百二十八条の二第一項	受給権者が、提出しなければならない。	受給権者（第百二十一条第一項、第百二十一条の三第一項又は第百二十二条の請求書に雇用保険被保険者番号を記載していない者に限る。以下この項及び第三項において同じ。）が、提出しなければならない。ただし、当該受給権者が雇用保険被保険者番号を記載した届出書を組合に提出したことがあるときは、この限りでない。
改正前施行規程第百二十八条の二第一項第一号	一　受給権者の氏名及び生年月日	一　受給権者の氏名及び生年月日 一の二　個人番号又は基礎年金番号
改正前施行規程第百二十八条の二第三項	法附則第二十六条の三第一項	平成二十七年経過措置政令第十七条第一項の規定により読み替えられた厚生年金保険法附則第十一条の六第一項、附則第十三条の六第四項又は平成二十七年経過措置政令第十七条第一項の規定により読み替えられた国民年金法等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十五号）附則第二十六条第一項
改正前施行規程第百三十条の二第一項第一号	提出しなければならない。	提出しなければならない。ただし、当該受給権者が雇用保険被保険者番号を記載した届出書を組合に提出したことがあるときは、この限りでない。
改正前施行規程第百三十条の二第一項第六号	一　請求者の氏名、生年月日及び住所	一　請求者の氏名、生年月日及び住所 一の二　個人番号又は基礎年金番号
改正前施行規程第百三十五条第一項第一号	並びに当該年金の年金証書の記号及び番号	、当該年金の年金証書の記号及び番号並びに個人番号又は基礎年金番号
	一　受給権者の氏名及び生年月日	一　受給権者の氏名及び生年月日 一の二　個人番号又は基礎年金番号

［同上］	［同上］	［同上］
改正前施行規程第百二十八条の二第一項	受給権者が、提出しなければならない。	受給権者（第百二十一条第一項、第百二十一条の三第一項又は第百二十二条の請求書に雇用保険被保険者番号を記載していない者に限る。以下この項及び第三項において同じ。）が、提出しなければならない。ただし、当該受給権者が雇用保険被保険者番号を記載した届出書を組合に提出したことがあるときは、この限りでない。
改正前施行規程第百二十八条の二第三項	法附則第二十六条の三第一項	平成二十七年経過措置政令第十七条第一項の規定により読み替えられた厚生年金保険法附則第十一条の六第一項、附則第十三条の六第四項又は平成二十七年経過措置政令第十七条第一項の規定により読み替えられた国民年金法等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十五号）附則第二十六条第一項
	提出しなければならない。	提出しなければならない。ただし、当該受給権者が雇用保険被保険者番号を記載した届出書を組合に提出したことがあるときは、この限りでない。